

# 日本経営システム学会 会則（選挙関連部分）

## （役員構成）

第11条 本学会に役員を置く。ただし理事には会長、副会長、常任理事を含む。

- (1) 会長 1名、
- (2) 副会長 2名以上若干名、
- (3) 常任理事 13名以上17名以内、
- (4) 理事 20名以上40名以内、
- (5) 監事 2名

## （役員の選任）

第12条 役員は正会員の中から別途定める役員選出規定により選出する。

## （役員の任期）

第14条 役員の任期は1期2年とする。ただし、会長、副会長、常任理事は連続2期を上限とする。

2. 役員に欠員を生じたときは必要に応じて補選する。その任期は前任者の残存期間とする。

# 日本経営システム学会 役員選出規程

## （総 則）

第1条 日本経営システム学会の役員の選出は、会則に定めるものの他、この規程によって行う。

## （被選出常任理事の選出）

第2条 日本経営システム学会会則第12条に基づき正会員による選挙によって会長および常任理事を選出する。

2. 正会員による選挙において選出された常任理事を被選出常任理事とする。

## （会 長 選 出）

第3条 会長は正会員による選挙において選出された被選出常任理事の中から選出される。

2. 会長は被選出常任理事による投票により選出する。
3. 会長が欠員となった場合、理事会は直ちに後任会長を被選出常任理事の中から選出しなければならない。
4. 会長欠員後の後任者の任期は前任会長の残存期間のみとし、連続任期に含めない。

## （常任理事および理事の選出）

第4条 被選出常任理事は15名を上限とする。

2. 会長はその職が決定次第2名以内の常任理事および13名以上23名以内の理事を指名し、被選出常任理事の承認を得る。
3. 会長は任期中に5名までの理事を、理事会の承認を得て追加指名できる。
4. 理事会は被選出常任理事、会長指名常任理事、会長指名理事により構成される。
5. 副会長、委員会委員長は理事会において被選出常任理事より選任し、充足できない場合は理事会構成員より選任する。

## （監事の選出）

第5条 監事は会長が理事会の承認を得て任命する。

(役員選出委員会)

第6条 役員選出委員会は被選出常任理事と会長選出のための投票を実施、管理する。

2. 理事会は任期2年目末までに次期役員が決定できるよう、十分期間的猶予がある段階で役員選出委員会委員5名を指名する。
3. 役員選出委員は互選により役員選出委員会委員長を決め、理事会に報告する。
4. 役員選出委員会が被選出常任理事および会長選出のための投票を実施した場合は、その結果を理事会および総会に報告する。
5. 役員選出委員が被選出常任理事の候補者となった場合はその職を失う。理事会は直ちに後任委員を決定する。

(選挙権および被選挙権)

第7条 被選出常任理事の選挙権および被選挙権は正会員がこれらを有す。

2. 会長選挙権および被選挙権は被選出常任理事が有す。
3. 被選出常任理事の候補者となるには正会員の推薦人1名以上を必要とする。

(選挙の実施)

第8条 被選出常任理事および会長選出は役員選出委員会の管理の下で実施する。

2. 役員選出委員会は役員任期終了時点で次期役員が決定済みとなるように、投票告示日や投票日程等を定め会員に周知する。
3. 被選出常任理事候補者数が定数または定数を下回った場合は信任投票を実施する。候補者数が定数を上回った場合は選挙投票を実施する。
4. 投票は選挙、信任投票いずれの場合も無記名とする。
5. 被選出常任理事の開票は立会人3名の立ち会いの下、役員選出委員が行い、立会人は各候補者の得票の確認を行う。ただし、立会人は選挙対象となる任期の常任理事に就任することができない。
6. 会長選挙の開票は2名以上の立会人のもと、役員選出委員が行う。
7. 被選出常任理事選挙における当選者は得票の多い順に定数までとする。当落線上に複数の候補者がいる場合は、これらの候補者による抽選によって当選者を決定する。
8. 会長選挙では有権者数の4分の3以上の投票による有効投票の半数以上の得票者を当選者とする。1回の投票で有効投票の過半数を得た者がいない場合は、得票上位2名（同票者がいる場合は、その同票者も含める）の決選投票を行う。得票同数者が2名となった場合は、該当する候補者の話し合いにより当選者を決定する。
9. 被選出常任理事選出が信任投票となった場合は有効投票数の半数以上の得票で信任を得たものとする。
10. 投票の有効、無効は役員選出委員会が決定する。
11. 投票用紙等の保管は2年以上とし、事務局で保管する。
12. 投票形式等選挙実施上の詳細は役員選出委員会が適時決定する。

(付 則)

本規程は2004年10月30日から施行する。

本規程は2012年6月2日改正、施行する。